

令和3年1月7日

松木飯塚税理士法人のお客さまご連絡表

〒107-0051 東京都港区元赤坂1丁目3番10号  
エル・セレーノ元赤坂レジデンス1910号室  
電話03(5413)6511(代)

松木飯塚税理士法人

代表社員税理士 松木慎一郎

代表社員税理士 飯塚 美幸

### 緊急事態宣言への対応について

拝啓 初春の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

既にご案内の通り、本日、新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言が発出され、1月8日より施行されます。

お客様とご面談申し上げたり、ご資料をお預かりしたりする弊社にても、この時期における責任の重さに鑑み、前回緊急事態宣言下と同様に、下記の方針を実施することと致しました。

ご不便をおかけしますが、お客様のご健康と、弊社業務の円滑な遂行のために、ご協力をお願い申し上げます。 敬具

#### 記

#### 1. お客様とのご面談時のマスク着用と接客室パーティションの設置

お客様とのご面談時には、弊社税理士及び職員はマスクを着用致します。お客様のマスク着用についても、ぜひご協力下さい。

また、弊社接客室には引き続きパーティションを設置し、お客様ご来所時は、手指消毒をお願い致しています。失礼のほどご容赦ください。

#### 2. テレワークの活用

弊社では従前より、在宅業務を行える体制を整備してまいりましたので、引き続き在宅業務を導入して参ります。

#### 3. お客様へのご訪問自粛

弊社員のお客様の会社・ご自宅への訪問は極力お控えし、電話・メール・ズーム・フェイスタイム等の活用により、より緊密な連携を図って参ります。

#### 4. 弊社社員不在時の電話代行業者の利用

通勤時の電車ラッシュを避けるため、弊社税理士及び職員はピークシフトにて出退勤致します。そのため、事務所に職員不在の時間が生じる場合には、信頼のおける電話代行業者が電話対応を致すこととしますが、必ず弊社から折り返しご連絡を申し上げます。お電話の節は、その点をご了承下さい。

以上